令和８年１０月２８日

プロポーザル参加事業者　各位

質問書への回答

（演劇ホール跡利活用事業　事業者募集公募型プロポーザル）

No.	項目	質問	回答
1	実施要項 資料２　平面図	資料２平面図の屋外部分である、B 階段、E 階段及び、屋上、庇部分は、共有部分か、専有部分か、また、その保守管理は、管理組合が行うか、施設側が行うかご教示ください。	「アリオいたみ（アリオ１・アリオ２）管理規約」にて以下のように定められています。 【区分】 ・B 階段 １階～３階への階段→専有部分 ３階～屋上への階段→共用部分を施設側が専用使用 ・E 階段 地下１階階段室～１階への階段→共用部分 １階～屋上への階段　→専有部分 ・屋上、庇部分 共用部分を施設側が専用使用 【管理】 ・専有部分（管理規約より抜粋） 専有部分は、当該区分所有者がその責任と負担において、他の区分所有者の迷惑とならないように管理するものとする。 ・専用使用部分（管理規約より抜粋） 専用使用する者は、専用使用部分を自らの責任と負担において管理するものとする。ただし、躯体に係るものを除く。 ・共用部分 管理規約に定められた管理を行う者（E 階段の共用部分は施設区分所有者※）の責任と負担において管理。 ※施設区分所有者（管理規約より抜粋） 第１棟又は第２棟の住宅以外に区分所有権を有する者